大和 ĴΪ 流域に おける総合治 水の 推進に関する条例施行規則 \mathcal{O} 部を改正する規則をこ

こに公布する。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第十二号

則第二十七号) 大和川流 大和川流域における総合治水の推進に関する条例施行 |域における総合治水の推進に関する条例施行規則 の一部を次のように改正する。 規則 (平成三十年二月奈良県規 \mathcal{O} 部 を改正する 規則

国土交通省令第六十四号。 十七号。以下「法」 第一条中「いう。 という。)」の下に 以下 及び特定都市河川浸水被害対策法施行規則 「、特定都市河川浸水被害対策法 「省令」という。 _ を加える。 (平成十五年法 (平成十六年 律 第七

第三条から第五条までを削る。

号様式」 に改め、 第六条第一項中 に改め、 同条を第三条とし、 「第十六条第二項」 同条第二項中 同条の次に次の二条を加える。 「第十六条第二項第五号」 を「第十二条第二項」 を に、 「第十二条第二項第五号 「第五号様式」 を 「第

(雨水浸透阻害行為の許可の変更の申請等)

第四条 第二号様式) 法第三十七条第二項に規定する申請書 とする。 は、 雨 水浸透阻害行為変更許 可 申 請

- 2 式 法第三十七条第三項の を提出することにより行わなければならな 規定による届出は、 雨水浸透阻害行為変更届 出 書 (第三号様
- 3 更協議書 法第三十七条第四項におい (第二号様式) を提出することにより行わなけ て準用する法第三十五条 \mathcal{O} ればなら 議 は な 雨 水浸透阻 害行 為変
- 4 するものを除く。 ち法第三十一条第一項各号に掲げる事項の変更 第一項の申請書及び前項の協議書には、 に伴いその内容が変更されるものを添付 省令第十八条第一項各号に掲げ (法第三十七条第一項ただし書に該当 しなければなら る な 図 \mathcal{O} う
- 5 (標識 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、 歐の様式) 前項に規定する図書に 0 て準用する。

第五条 の各号に掲げ る標識 は、 当該各号に定め る様式 によるも \mathcal{O}

- 一 法第三十八条第三項に規定する標識 第四号様式
- 一 法第四十五条第一項に規定する標識 第五号様式

する。 第七条中「条例第十九条第二項」を「法第四十二条第二項」に改め、 同条を第六条と

第一号様式から第四号様式までを削る。

第2屆」に改め、 第五号様式中「第6条関係」を「第3条関係」に、 同様式を第一号様式とし、 同様式の次に次の四様式を加える。 「第16条第2項」や「第1 2 **※**

許可申請 雨水浸透阻害行為変更 書 協議

第37条章 特定都市河川浸水被害対策法 第37条章	第1項 の規定により、 第4項において準用する同法第35条							
の許可を受けた 雨水浸透阻害行為 について協議が成立	許可を申請 事項の変更について します。 した 協議							
年 月 日 奈良県知事 殿								
申請者(協議者)	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)							
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)							
	電話							
	1 雨水浸透阻害行為をする土地の区域の位置、区域及 び規模(法第31条第1項第1号)							
	2 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画(法第31条第 1項第2号)							
1 変更に係る事項	3 対策工事の計画(法第31条第1項第3号)							
	4 上記2の工事の着手予定日(変更後 年 月 日)							
	5 上記2の工事の完了予定日(変更後 年 月 日)							
	6 上記3の工事の着手予定日(変更後 年 月 日)							
	7 上記3の工事の完了予定日(変更後 年 月 日)							
2 変更の理由								

第

号

第

号

備考

※受付番号

※許可番号

※許可に付した条件

1 変更に係る事項は、該当する番号に○印を付けること。

年

月

月

日

2 ※印のある欄は記載しないこと。

3 雨水浸透阻害行為の許可番号

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可 (年 月 日付 第 号)に関する軽微な変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更	杰耳芒	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年	月	日
		雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年	月	日
	変更削 	対策工事の着手予定日	年	月	日
		対策工事の完了予定日	年	月	日
2	麥貝後	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年	月	日
		雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年	月	日
		対策工事の着手予定日	年	月	日
		対策工事の完了予定日	年	月	日

*	受	付	番	号		年	月	日		第	号
*	検	查生	F 月	田		年	月	月			
*	検	査	結	果	合			否			
*	検	査 済	証 番	号		年	月	日		第	号

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

雨 水 貯 留 浸 透 施 設

施設の名称

検査済証番号

施設の容量又は規模及び構造の概要

奈良県知事の許可を要する行為

施設の管理者及びその連絡先

標識の設置者及びその連絡先

○ この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置 されたものです。

備考 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、拡大できるものと する。 備考 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、「縦8センチメートル、横15センチメートル」まで縮小できるものとする。

第 号

身分証明書

所職名名

写真

上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第42条第2項に規定する立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日発行

奈良県知事

印

(裏)

特定都市河川浸水被害対策法(抜粋)

(立入検査)

- 第42条 都道府県知事等は、第30条、第37条第1項、第38条第2項、第39条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、 雨水浸透阻害行為に係る土地 (対策工事に係る建築物等を含む。) に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該 対策工事により設置された施設を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第85条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一及7以二 III

三 第42条第1項又は第74条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 略

第88条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第八十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

この規則は、 **附 則** 公布の日から施行する。